

自己情報コントロール権確立のために 個人情報保護法改正中間整理案に意見をだそう

個人情報保護委員会が、5月27日を期限とし、「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理(案)」(以下「個人情報保護法改正中間整理案」と略 添付資料「中間整理案」)にたいする意見を公募しています。自己情報コントロール確立のために、この意見公募に積極的にかかわりましょう。

今回の意見公募は、メディアも大きく取り上げていますが、それは単に2015年の個人情報保護法改正(2017年5月全面施行)で3年ごとの見直しが義務付けられたことにとどまるものではありません。

今回の意見公募が、焦点化している第一の理由は、GAFA(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン)などの巨大IT企業による個人情報の独占、情報漏洩、勝手な利用などが明らかになり、市民のプライバシー保護が切実な問題になっているからです。

第二の理由は、日本が自己情報コントロール権を一つの柱とするGDPR(EU一般データ保護規則)をもつEUから「個人データの移転をおこなうことができるだけの十分なデータ保護の水準を持つ」と認められ、その結果EUとの関係で日本の個人情報保護法の改正を余儀なくされているからです

第三の理由は、日本がEU、アメリカなどとデータ経済圏の構築、世界で例のあまりない情報銀行の設立など、経済分野において個人データの積極的な活用に踏み出そうとしているからです。

私たちに、日本の個人情報保護水準が、EUのGDPRの水準にあるとは思われませんが、自己情報コントロール権確立のために「個人情報保護法改正中間整理案」にたいする意見募集に積極的に意見をだしていく必要があると考えています。

市民の個人情報保護、プライバシー問題に対する関心はかつてなく高まっています。

総務省が3月に実施した消費者アンケートでは、自分のデータを他社に移動できるサービス(データポータビリティ権)を「希望する」と答えた人は3割、「より便利なサービスが出てきた場合」に他社に持ち運びたい人は7割、データを削除をできるサービスを希望するとの人は8割にのぼったといわれています。(毎日新聞 2019年4月25日)

また、「個人情報保護法改正中間整理案」でも、個人情報保護委員会に設けられている「相談ダイヤル」に寄せられた個人の相談内訳で、事業者に対し第三者提供、利用目的、開示、削除・利用停止などに強い不満がだされているとされています。(同7~9ページ)

「個人情報保護法 いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理(案)」について

「個人情報保護法改正中間整理案」は59ページとページ数は多いですが、できるだけ読んでみてください。注意すべき点は結論が曖昧だということです。結論が「慎重に検討する必要がある」というようなニュアンスのものがすごく多いですが、それらについては現段階では個人情報保護法改正案に加えないと考えているということです。結論的にいえば、「個人情報保護法改正中間整理案」は自己情報コントロール権を推進するという立場

にあるとは言い難いです。

現在、GDPR(EU 一般データ保護規則」との関係で焦点化している「忘れられる権(削除権)」、「データポータビリティ権利(データ持ち運び権利)」について「中間整理(案)」では否定的です。また GDPR では位置情報や「クッキー(サイト閲覧情報)」を個人情報に加えていますが、この点についても否定的です。

こうしたなかで、個人情報保護委員会が目玉として大きく打ち出しているのが、メディアで大きく報道された「使わせない権利」(日経 2019 年 4 月 25 日)です。これは、他紙でも大きく報道されている「利用停止義務」のことで、購買データ、ネット閲覧などの利用を個人が同意した後でも、企業に停止を求めることができるというものです。しかし、この「使わせない権利」には「忘れられる権利(削除権)」をもりこまないことにたいする批判をかわそうという狙いがあるように思われます。

自己情報コントロール権確立のためには、「忘れられる権利(削除権)」、「データポータビリティ権利(データ持ち運び権利)」などは不可欠な権利です。

「個人情報保護法改正中間整理案」は個人データ保護よりその経済的活用にポイントをおいているといわざるをえません。

ぜひ、次の点について意見をだしてください。

「個人情報保護法改正中間整理案」は多岐にわたっています。自分の問題意識にそって意見をだしてください。

その際、自己情報コントロール権との関係で、自分に関する情報の開示を求める開示請求権(個人情報保護法 28 条)、自分に関する情報が事実でないときその訂正、追加、削除を求める権利(同 29 条)、自分に関する情報の利用の停止・消去を求める権利(同 30 条)が極めて重要ですので、できるだけこれらの点について意見をだしていただければありがたいです。

1、メディアで報道されている「使わせない権利」については「個人情報保護法改正中間整理案」ではふれられていません。世論誘導とも受取られかねない「使わせない権利」について個人情報保護委員会はキチンとした説明をすべきです。

この問題については、第 3 章「個別的検討事項」の第 1 節「個人情報に関する個人の権利の在り方」の 5「検討の方向性」の(4)「利用停止」のなかで「利用停止等に関して、個人の範囲を広げる方法について検討する必用がある」(同 18 ページ)とふれられているにすぎません。これは「忘れられる権利(削除権)」を焦点化させないためにやり口と言わざるをえません。

2、個人情報保護法に「データポータビリティ権利(データ持ち運び権利)」を加えるべきです。それは自己情報コントロール権確立のためには不可欠です。

「個人情報保護法改正中間整理案」では「データポータビリティ権利」にふれています。が、「消費者ニーズ」や事業者のメリットの関係などとの関係など「議論の推移を見守る必要がある」(同 17 ~ 18 ページ)としているにすぎません。

3、「忘れられる権利(削除権)」を盛り込むかどうかは、個人情報保護という立場を徹底

するかどうかの核心的問題です。なぜ GDPR で規定され、個人情報保護法ではできないのか、はっきりさせる必要があります。

個人情報保護法 30 条の停止・削除権は、事業者が利用者の停止・削除の求めに応じるのは、個人データを不正に取得した場合や目的外利用利用した場合に限られます。これでは、市民の個人情報は守られません。「忘れられる権利（削除権）」を例外としてではなく原則として採り入れるべきです。

4、位置情報、クッキーについて

位置情報の取得について、「個人情報保護法改正中間整理案」では「位置情報」という言葉が出てくるだけで、その扱いについて明らかにしていません。位置情報については、最高裁判決で裁判所の令状をとらず、車に GPS 装置を取り付け位置情報を取得する捜査手法は個人の行動を継続的、網羅的に取得するものでプライバシーを侵害し、違法という判決がでています。にもかかわらず、「個人情報保護法改正中間整理案」で位置情報についてふれられていません。GDPR でもアメリカでも個人情報のなかに位置情報を加えています。

また、クッキー（同 39 ~ 41 ページ）については、「ターゲティング広告」についてなくてはならないものです。閲覧履歴、購買履歴などについて「使わせない権利」を目玉として打ち出しながら、クッキーを個人情報に加えないということに疑問を感じざるをえません。

クッキーについては下記を参照してください。

<https://time-space.kddi.com/ict-keywords/20180726/2392>

初心者でもわかる「cookie（クッキー）」講座

意見の提出方法について

○提出期限は 5 月 27 日です。

○意見は 2000 字以内です。一人で何回もだすことができます。

○郵送、FAX、メールで送ることができます。宛先・注意事項は「添付ファイル・意見募集」をご覧ください。

・郵送、FAX の場合、「添付ファイル・意見募集」の 3 ページ「別紙 意見提出様式」にそって意見をだしてください。

・メールの場合は、下記にアクセスし、意見募集詳細をご覧ください。その最後に「意見提出フォームが」ありますので、そこから意見をだせます。意見募集詳細はキチンと目を通してください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000053&Mode=0>

以上です。宜しくお願いします。

